

告示

埼玉県計量検定所長告示第四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を、同法第二十条第一項の規定により、指定定期検査機関一般社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

令和五年六月二十七日

埼玉県計量検定所長 浜 雅 俊

一 検査対象となる特定計量器

質量計（電気式はかり及びひょう量が二百五十キログラムを超える電気式以外のはかり）

二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期日	場所
白岡市	令和五年九月一日から同年十一月三十日まで（日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日を含む。以下同じ。）を除く。）	計量器の所在場所
蓮田市	令和五年九月四日から同年十二月一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
羽生市	令和五年九月六日から同年十二月五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
行田市	令和五年九月十一日から同年十二月八日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
幸手市	令和五年九月二十五日から同年十二月二十二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同

北本市	令和五年九月二十八日から同年十二月二十七日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
宮代町	令和五年十月十二日から令和六年一月十一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
伊奈町	令和五年十月十三日から令和六年一月十二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
桶川市	令和五年十月十七日から令和六年一月十六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
久喜市	令和五年十月二十三日から令和六年一月二十二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
加須市	令和五年十一月一日から令和六年一月三十一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
杉戸町	令和五年十一月十日から令和六年二月九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同